

## 令和2年第1回定例会 一般会計予算・決算審査特別委員会審査記録

- 1 日 時 令和2年 3月17日(火) 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第1委員会室
- 3 議 題 議第50号 令和元年度村上市一般会計補正予算(第11号)  
議第10号 令和2年度村上市一般会計予算
- 4 出席委員(23名)

1番 小杉武仁君	2番 河村幸雄君
3番 本間善和君	4番 鈴木好彦君
5番 稲葉久美子君	6番 渡辺昌君
7番 尾形修平君	8番 鈴木一之君
9番 高田晃君	10番 川村敏晴君
11番 小杉和也君	
13番 竹内喜代嗣君	14番 平山耕君
15番 川崎健二君	16番 木村貞雄君
17番 小田信人君	18番 長谷川孝君
19番 小林重平君	20番 佐藤重陽君
	22番 山田勉君(遅参)
23番 板垣一徳君	24番 鈴木いせ子君
25番 大滝国吉君	
- 5 欠席委員(2名)

12番 嵩岡輝夫君	21番 大滝久志君
-----------	-----------
- 6 地方自治法第105条による出席者  
議長 三田敏秋君
- 7 オブザーバーとして出席した者  
なし
- 8 説明のため出席した者  
なし
- 9 議会事務局職員

局 長	小 林 政 一
次 長	内 山 治 夫
副 参 事	鈴 木 渉

(午前10時00分)  
委員長(大滝国吉君)開会を宣する。

○本日の審査は、議第50号 令和元年度村上市一般会計補正予算(第11号)及び議第10号 令和2年度村上市一般会計予算について、各分会長の審査報告の後、質疑を行う。

**日程第13** 議第50号 令和元年度村上市一般会計補正予算(11号)を議題とし、議第50号 令和元年度村上市一般会計補正予算(第11号)について、総務文教分科会長 鈴木いせ子君から審査の概要について報告を受けた後、総務文教分科会報告についての質疑を行い、市民厚生分科会長 渡辺昌君から審査の概要について報告を受けた後、市民厚生分科会報告についての質疑を行い、経済建設分科会長 川村敏晴君から審査の概要について報告を受けた後、経済建設分科会報告についての質疑を行う。

総務文教分科会  
(報告)

鈴木総務文教分科会長 ただ今上程されている議第50号 令和元年度村上市一般会計補正予算(第11号)のうち、総務文教分科会の所管する審査範囲についての審査の概要と

経過について、ご報告申し上げます。

去る3月5日、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員長、分科会委員全員、副市長および理事者説明員の出席のもと、総務文教分科会を開会した。

初めに、議第50号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第11号）のうち、総務文教分科会の所管する審査範囲で、総務課、企画財政課、自治振興課、会計管理者、選管・監査事務局、議会事務局、消防本部、荒川支所、神林支所、朝日支所及び山北支所所管分の範囲について、担当課長から説明を受けた後、質疑に入った。

歳入について、第10款 地方交付税、第15款 県支出金については、質疑なく、第18款 繰入金については、委員より、義務教育施設設備整備基金から繰入をしているが、基金残高はいくらかとの質疑に、義務教育施設設備整備基金は本年5月末の見込みで、6億3,613万3,000円ほどの予定であるとの答弁。第20款 諸収入、第21款 市債については質疑なかった。

次に歳出について、第1款 議会費については質疑なく、第2款 総務費については委員より、地域活性化推進費について一般財源で負担するものが地方債になった理由はとの質疑に、一般財源としていたが、過疎債が充当できることが確定したため振り替えたものであるとの答弁。第9款 消防費、第11款 災害復旧費、第14款 予備費については質疑なく、第3条第3表 地方債補正についても質疑なかった。

以上で、総務課、企画財政課、自治振興課、会計管理者、選管・監査事務局、議会事務局、消防本部、荒川支所、神林支所、朝日支所及び山北支所所管分の質疑を終了した。

次に第2日目、3月6日、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員長、分科会委員8名、副市長及び教育長のほか理事者説明員の出席のもと、当分科会を開会した。

議第50号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第11号）のうち、当分科会の所管する審査範囲で、学校教育課及び生涯学習課所管の範囲について、担当課長から説明を受けた後、質疑に入った。

初めに、歳入について、第14款 国庫支出金について、委員より、小中学校のタブレット型パソコン整備について、小学校5年生、6年生、中学1年生の3人に2台の配分かとの質疑に、令和4年度まで地方財政措置によって3人に1台となるように整備を行っているが、ギガスクールの制度で残りの3人に2台を整備するもの、それによって令和5年度までには1人に1台の整備ができるものと考えているとの答弁。

次に歳出について、第10款 教育費、第11款 災害復旧費については、さしたる質疑はなかった。

次に、第2条第2表 繰越明許費についても質疑はなかった。

以上で質疑を終結し、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第50号のうち、総務文教分科会所管分については、起立全員で、原案のとおり、可決すべきものと態度を決定した。

以上で、総務文教分科会における審査の概要と経過についての報告を終わる。

総務文教分科会  
(質疑)  
なし

市民厚生分科会  
(報告)

渡辺市民厚生分科会長 ただ今上程されている議第50号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第11号）のうち、市民厚生分科会の所管する審査範囲について、審査の経過と主な

質疑についてご報告申し上げます。

去る3月10日及び3月11日の両日、市民厚生常任委員会の審査に引き続き、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員8名、議長、議会事務局長、副市長はじめ担当課説明員の出席のもと、市民厚生分科会を開催した。

初めに、歳入全款について担当課長より説明を受けたのちに質疑に入った。

第14款国庫支出金で、児童手当負担金について、委員より、実数に応じてのことであるが、何故大きな減額になったのかとの質疑に、対象児童の減少が主な理由である。離婚となる家庭数などの見込みが難しかったとの答弁。

第20款諸収入で、プレミアム付商品券事業商品券販売収入について、委員より、今回利用が40%に留まった理由はとの質疑に、第一に、購入手続きが煩雑であったことが挙げられる。申請して引換券を交付してもらい、それを持って郵便局で商品券を購入する流れが煩雑であったのではないかと。もう一つは、2万円が2万5,000円の商品券を購入する形であるが、その2万円を用意すること自体が大変であったと考えられるとの答弁。

次に歳出全款について、担当課長より説明を受けたのち質疑に入った。

第2款総務費で、戸籍住民基本台帳経費について、委員より、個人番号カードの交付状況はとの質疑に、3月1日現在5,822枚となっており、人口に対して9.8%の交付率であるとの答弁。委員より、1割にも満たないが、他の自治体と比べてどうかとの質疑に、県内30市町村の中では18番目、全国的には14%程度の交付率となっているとの答弁。

第3款民生費で、老人ホーム運営経費について、委員より、指定管理料の減額は入所者の大幅な減少とのことであるが、見込みの人数と、実際の減少数はとの質疑に、当初は50人を見込んでいたが、現在は12人減少し38人となっているとの答弁。

第4款衛生費で、災害廃棄物処理委託料について、委員より、昨年12月にも補正されたが今回で処理が終わるのか、まだ残っているのかとの質疑に、瓦業者に状況を聞いているが、まだ少し工事が行われている。実際に処分をしてみないと実量が分からない。今回の補正で足りると思うが、若干足りない可能性もあり、その場合には対応したいとの答弁。

以上で質疑を終結し、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第50号のうち市民厚生分科会所管分については、起立全員にて、原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

以上で報告を終わる。

市民厚生分科会

(質疑)

なし

経済建設分科会

(報告)

川村経済建設分科会長 ただ今上程されている議第50号 令和元年度村上市一般会計補正予算(第11号)のうち当分科会所管分について、去る3月12日、13日の両日、経済建設常任委員会の審査に引き続き、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員8名、副市長はじめ関係課長及び関係職員、議会事務局長出席のもと委員会を開催した。

その審査の概要と経過について、主なものをご報告申し上げます。

初めに、歳入について、予算付託表の記載順に担当課長から説明を受けたのち質疑に入った。

第14款 国庫支出金は、質疑なく、第15款 県支出金について、委員より、新規事業の担い手確保・経営強化支援事業補助金について、1件申請があったという

ことだが、採択の主な要件と補助率はこの質疑に、補助対象については、人・農地プランに位置付けられた中心経営体であり、かつ認定農業者、認定就農者、もしくは集落営農組織、または農地中間管理機構から賃借権等の認定を受けているものであり、補助率は2分の1であるとの答弁。

委員より、水産物供給基盤機能保全事業補助金の減額について、申請した桑川漁港と脇川漁港のうち、桑川漁港整備のみ交付決定されたとのことだがこの質疑に、脇川漁港の船揚げ場保全工事については、令和2年度に実施予定であるとの答弁。次に、歳出について、予算付託表の記載順に担当課長から説明を受けたのち、質疑に入った。

第6款 農林水産業費、第7款 商工費については質疑なく、第8款 土木費について、委員から、今年の冬は少雪であり、この時期になって確実に思われるが、除雪費を減額補正しない理由はこの質疑に、例年であれば除雪費が不足して増額補正をお願いしており、12月の定例会でも通年不足分として除雪対策経費を増額補正したが、その後、少雪の状況となっているものの、減額についてはギリギリまで待とうということで、財政当局とも協議して今回の補正には計上しなかったとの答弁。

委員から、除雪関係について、今期は除雪の仕事がないということで、専決で道路維持関係経費2,500万円を、道路舗装等の仕事に組み換えて発注することとしたが、発注状況はこの質疑に、例年であれば除雪委託業者が、今年は少雪のため収益がないということで、少雪対策として、修繕工事的なものとして発注している。対象は市内全部で50社となり、概ね1社50万円相当でということで専決予算をお願いしており、村上地区10社、荒川地区8社、神林地区10社、朝日地区13社、山北地区9社で、工事と委託が一部あるが現在ほぼ全部発注しており、3月中には全部完了する予定であるとの答弁。

第11款 災害復旧費、第2表 繰越明許費については、質疑なく、以上で質疑を終結し、賛否についての発言を求めたところ、発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第50号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて、原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

経済建設分科会

(質疑)

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第50号については、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第14** 議第10号 令和2年度村上市一般会計予算を議題とし、総務文教分科会長 鈴木いせ子君から審査の概要について報告を受けた後、総務文教分科会報告についての質疑を行い、市民厚生分科会長 渡辺昌君から審査の概要について報告を受けた後、市民厚生分科会報告についての質疑を行い、経済建設分科会長 川村敏晴君から審査の概要について報告を受けた後、経済建設分科会報告についての質疑を行う。

総務文教分科会

(報告)

鈴木総務文教分科会長 ただ今上程されている議第10号 令和2年度村上市一般会計予算のうち、総務文教分科会の所管する審査範囲について、去る3月5日、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員長、分科会委員全員、副市長及び理事者説明員の出席のもと、先ほどの議第50号の審査に引き続き、審査を行った。初めに、歳入全款について、担当課長から説明を受けたのち、質疑に入った。第2款 地方譲与税、第3款 利子割交付金、第4款 配当割交付金、第5款 株式等譲渡所得割交付金、第6款 法人事業税交付金、第7款 地方消費税交付金、

第8款 ゴルフ場利用税交付金、第9款 環境性能割交付金については質疑なく、第10款 地方特別交付金について、委員より、子ども・子育て支援臨時交付金について、その算出方法はとの質疑に、保育料の無償化の関係で消費税が10月から10%になっていることから、その分を臨時的に交付するもの、詳細は示されていないとの答弁。委員より、確定額ではないのかとの質疑に、確定はしていない。今年度のみ交付となり、次年度からは交付税に算入されるとの答弁。

第11款 地方交付税、第13款 分担金及び負担金、第14款 使用料及び手数料、第15款 国庫支出金、第16款 県支出金、第17款 財産収入、第18款 寄附金、第19款 繰入金、第20款 繰越金、第21款 諸収入、第22款 市債についてはさしたる質疑なく、歳入についての質疑を終了した。

次に歳出について、担当課長に説明を受けたのち、質疑に入った。

第1款 議会費については、質疑なく、第2款 総務費について、委員より、各支所に緊急対応経費で修繕料として50万円の予算があるが、各集落からの要望が多く挙がってきていると思うが、増額することはできないかとの質疑に、集落からの要望と区長会からの要望があるが、過去3年間分の要望について要望を満たしたものの、現在着手中もの、今後計画するもの、できないものに分けて整理し、計画的に進めるよう検討しているとの答弁。

また、委員より、空き家バンク移住補助金について、一步進めて改修まで行ってから売ることができないかとの質疑に、所有権が現所有者にある状態で、公費で改修することは難しい。空き家バンク移住奨励補助金で改修費を補助している制度があるのでそれを利用していただくこともできるとの答弁。

第9款 消防費について、委員より、残念ながら職員の不祥事があった。コンプライアンスやガバナンスの研修を実施する費用は計上しているかとの質疑に、消防職は危険を伴う任務で指揮監督が重要である。消防費では計上していないが、経費のかからない機関に講師を依頼するか、総務費の職員研修費で対応できないか検討している。機会をとらえて研修の機会を設けていきたいとの答弁。

第12款 公債費、第13款 諸支出金、第14款 予備費、第3条第3表 地方債、第4条 一時借入金、第5条 歳出予算の流用については質疑なく、以上で、総務課、企画財政課、自治振興課、会計管理者、選管・監査事務局、議会事務局、消防本部、荒川支所、神林支所、朝日支所及び山北支所所管分についての質疑を終了した。

次に2日目では、去る3月6日、議第10号 令和2年度村上市一般会計予算のうち、当分科会の所管する審査範囲における学校教育課、生涯学習課所管分について、担当課長に説明を受けたのち、質疑に入った。

初めに歳入について、第13款 分担金及び負担金、第14款 使用料及び手数料については質疑なく、第15款 国庫支出金について、委員より、へき地児童生徒援助費等補助金が増額となっているが、その理由はとの質疑に、学校統合のあった学校について、統合後5年間はスクールバスがこの補助金の対象となるため、神林地区のスクールバス整備に活用するとの答弁。

第16款 県支出金、第17款 財産収入、第18款 寄附金、第21款 諸収入については質疑はなかった。

次に歳出について、第10款 教育費について、委員より、荒川総合体育館と朝日総合体育館の耐震改修工事の見通しはとの質疑に、スポーツ施設や学校教育施設を含めて、教育委員会としての計画は令和元年度中に策定する。その上で、公共施設全体の中で、整備計画を具体化していかなければならないと考えているとの答弁。

第2条第2表 債務負担行為については質疑なく、以上で質疑を終結し、賛否についての発言を求めたが、発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第10号のうち、総務文教分科会所管分については、起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

以上で、総務文教分科会における審査の概要と経過についての報告を終わる。

総務文教分科会

(質 疑)

尾形 修平 新規事業で今回、朝日支所に非常発電装置を設置するということがあっていたが、この件に関して今委員長からは報告なかったが、委員会での質疑はなかったか。

鈴木総務文教分科会長 なかった。

尾形 修平 なかったということだが、これ新規事業なので本来目的とかそういうのが、私は議論されてしかるべきだと思ったが、なかったのであれば仕方ない。

大滝副会長 そのほかないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

市民厚生分科会

(報 告)

渡辺市民厚生分科会長 ただ今上程されている議第10号 令和2年度村上市一般会計予算のうち、市民厚生分科会の所管する審査範囲について、審査の経過と主な質疑についてご報告申し上げます。

先ほど報告した議第50号の審査に引き続き、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員8名、議長、議会事務局長、副市長はじめ担当課説明員の出席のもと、市民厚生分科会を開催した。

初めに、歳入全款について担当課長より説明を受けたのち質疑に入った。

第1款市税で、国有資産等所在市町村交付金及び納付金について、委員より、国有資産は若干増えているが、県有資産は若干減額となっているがその理由はどの質疑に、国有資産は国有林野に掛かる土地貸付の資産の関係、県有資産は発電所の用に供する固定資産となっている。国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、平成29年度、30年度の増減率で見えており、国有資産についてはそのことからの増となった。県有資産については、発電所の償却資産との関係で、減価償却や償却資産を購入しないことなどにより減少となっているとの答弁。

第15款国庫支出金で、生活保護費等負担金について、委員より、生活保護費が増えているとのことだが、該当世帯と人数はどの質疑に、昨年12月分の県の報告によれば、458世帯、611人であるとの答弁。委員より、1世帯あたりの生活保護費はどのくらいかとの質疑に、いろいろな条件があり明確には答えられないが、おおよその概要で1人世帯で6万から7万円位で、アパートを借りている場合にはアパート代がプラスされるとの答弁。

第16款県支出金で、行旅死亡人取扱費交付金について、委員より、行旅死亡人取扱の年間の件数はどの質疑に、通常は年間1～2件位で、予算上は3件分を計上しているとの答弁。委員より、身元不明の方を市で埋葬するわけだが、その後身元が判明した事例はあるのかとの質疑に、以前に、身元が判明したとの連絡があり、市営墓地に埋葬されていた遺骨を遺族に返還したことがあるとの答弁。市民後見推進事業補助金について、委員より、市民後見人制度は進んでいるのかとの質疑に、社会福祉協議会で法人後見人を行っているが市民後見人はいないで、来年度から市民後見人の養成講座を計画している。この補助金は社会福祉協議会に委託して行われる講座の分であるとの答弁。

次に、歳出全款について担当課長より説明を受けたのち質疑に入った。

第2款総務費で、交通安全対策費について、委員より、県議会において信号機の要望に対する県の対応についての議論があったが、本市においては信号機の設置要望に対応できているのかとの質疑に、町内や集落から、信号機や横断歩道設置の要望が全体で10件くらいある。本市においては、ここ数年1か所2か所程度しか県の予算がついていないのが実情であるとの答弁。委員より、新村上総合病院の開院に向けて市道が整備されているが、通学路として危険なところが3か所あるが、信号機の設置についてどのような状況かとの質疑に、新村上総合病院に係る市道への信号機については、都市計画課での道路整備に関わる事業であり、

県要望とは別物と考えているとの答弁。委員より、別物であることは分かるが、市民課として全くタッチしていないのかとの質疑に、都市計画課からいろいろ情報をもたらしている。通学路の件も教育委員会にも聞いている。通学路となれば信号機も含め防犯灯の設置も考えなければならない。関係各課と協議しながら検討しているとの答弁。

委員より、交通安全指導員のなり手がなかなかいないと聞いているが、今現在何人いるのか、また、後進の育成についてどのように考えているのかとの質疑に、現在、5地区合わせて35人で、75歳以上の方が4人いらっしゃる。社会的には高齢者の運転免許証の返納や、交通事故の問題もあり、定年制を設けるか考えている。指導員のやる気も大事であり、本人の意思も確認しながら、今後5地区の指導員の方の意見を聞きながら定年制を設けるか判断していきたい。仕事を持ちながらでは厳しい面もあり、新たになられる方もほとんど65歳以上となっている。若い方にも指導員になっていただきたいので、幅広く募集の広報をしていきたいとの答弁。

戸籍住民基本台帳費について、委員より、国では令和4年度には国民全員が個人番号カードを持つように取り組んでいく方向であるとのことであるが、何らかのメリットがないと進まないのではないかと、市としての取組は考えているのかとの質疑に、国では個人番号カードのさまざまな活用を目指しており、来年3月からは保険証としての利用や、今年夏頃からキャッシュレスサービスを活用している方に対して、最大で5,000ポイント(5,000円相当)を付与するマイナーポイント制度が始まる予定である。市単独では、今現在あまり議論はされていないが、国の施策に沿いながら、今後どのように活用できるのか検討していきたいとの答弁。賦課徴収費について、委員より、市のホームページ上で差押えの物件の公売が載っているが、なかなか買い手がつかない状況がある。瀬波温泉にある旧ホテルは叩き売りの状況となっているが買い手がついていない。温泉街の中で瓦礫が山積みになっている状況が続くことを考えれば、収納物件においても解体条件付きの無償譲渡やマイナス譲渡をやるべきではないかと質疑に、土地の値段より解体費用が高い場合には、購入されることがない現状を考えれば、そのような手法を考える必要があるのではないかと答弁。委員より、旧ホテルのような大きな物件について、将来的に買い手がつかないまま、瓦礫の状況が続いていってよいのかとの質疑に、物件によっては売却に無理があるものも相当存在するものと思う。相手のあることではあるが、解体費用を含めながら、しっかりと確実に処理していけるような方策を早急に検討していきたいとの副市長の答弁。

第3款民生費で、福祉総合相談事業経費について、委員より、生きづらさを抱えている方の居場所づくりの内容はどの質疑に、県立村上桜ヶ丘高校の同窓会館を借用し、週2回開催する。その場で何かをするというのではなく、家から出て少しでも他の方と話をすることを目的としており、社会福祉協議会に委託するとの答弁。委員より、市内全域を対象とするものだと思うが、取組の形がはっきりしない。引きこもりの方も対象となっているが、そこに本当に人が来るのか。もう少し明確な考え方がないと難しいのではないかと質疑に、引きこもりの方だけでなく、どこにも行き所のない方も対象としている。何か所かあればよいのだが、現状ではここ1か所ではできない事情もあり、まずは取り組んでみて、様子を見て考えていきたい。この事業は令和2年度の新規事業ではあるが、社会福祉協議会では今年度すでに実施しており、回数は少ないが、1回あたり10人前後の方がいらしている。そのぐらいの人数は十分にいらしていただけたらと思うとの答弁。生活困窮者自立支援事業経費について、委員より、生活保護に至る前の大切な取組であると考えているが、具体的な事業の内容はどの質疑に、生活保護に至る前に何とか立て直しをする重要なものであり、家計の相談支援、子どもの学習支援、就労準備支援、自立相談などを行っているとの答弁。

児童措置費について、委員より、今年度と比較して2億5,000万円ほど増額となっている。財源をみると一般財源が約5億円の増額となっているがその理由はどの

質疑に、会計年度任用職員の件や保育園の改修工事等によりトータルで経費が上がった一方、それに対する特定財源が見込めないものについては、一般財源からの支出となったとの答弁。

市民後見推進事業経費について、委員より、市民後見人要請講座は市民であれば誰でも受講できるのか、要件的なものや制限などはあるのかとの質疑に、市内に住んでいる25歳から75歳までの方が対象で、弁護士など専門職の方は除く。さらに、市民後見人制度の後見人として活動する意欲のある方としているとの答弁。

子ども・子育て支援事業計画経費について、委員より、閉校となる神納東小学校の校舎を子育て支援施設として利用する計画は、どのような状況かとの質疑に、子ども・子育て支援計画では、子どもの遊び場の確保など今後事業を進めていく記載はしているが、具体的な場所等は盛り込んでいない。現状としては、子育て支援に係る施設として、施設に持たせる機能について詰めている状況、公表できる段階ではない。内部で協議を進めているとの答弁。

第4款衛生費で、保健衛生総務経費について、委員より、奨学金貸付が募集期間を延長しても申し込みがない状況だが、制度に欠陥があるのか、県外他市と比べて制度自体に魅力がないのではないかとの質疑に、本市の制度は医師となるための課程に十分な対応ができる12年間のうちの4年間となっているので他市の医学生が受けやすい奨学金であり、本市の制度設計は正しかったと認識しているとの答弁。委員より、申し込みがない状況が続いている。制度のPRが足りないのではないか。来年度に向けてどのような取組をするのかとの質疑に、これまでの取組に加え、医療機関の方々に口コミで大学等へ積極的に働き掛けていきたいと考えている。また、専門的な部分であるので、医療機関の方々にもお聞きしながら、何が一番良い対策なのか考えていきたいとの答弁。

母子保健経費について、委員より、不妊治療助成金の状況や今後の見通しはどの質疑に、不妊で悩んでいる方の全体を把握するのは難しいが、年間40件から50件の申請があり、今後も同様の状況が続くものと考えており、引き続き助成金のPRも含め進めていきたいとの答弁。

村上総合病院移転新築に伴う医師の確保について、委員より、現在の村上総合病院の医師に対する市民の評価は低い状況にある。移転新築に対して市が多額の支援を行うが、市としても市民のための病院なのだとすることを原点に考え、開院前に理念を共有することが大切でないかとの質疑に、医師はもちろん看護師も含めた職員の方々の、病院を利用する方への対応そのものが病院の総合的な評価につながる。最近の医師は、病気は見るが人を見ないとと言われる。患者を大事に思いながら、そこに専門的知見を加えながら治療していくのが医師の本来の役割であり、医療機関もそうあるべきである。理念については機会のあるごとに市長にも担当課にも病院と相互に理解しあえるように、新病院の開院に向けて努めていきたいとの副市長の答弁。

塵芥処理費について、委員より、今年度より6,500万円ほど増額となっているが、その内容はどの質疑に、ごみ処理場運営経費でごみ処理場運營業務委託料の中の補修費が倍近くになったことが要因。契約当初から見込んでいるものであるとの答弁。委員より、想定範囲内なのかとの質疑に、年次計画によるもので、2年に一度、3年に一度といったように定期的に行うもので想定内のものであるとの答弁。

荒川郷施設維持管理経費について、委員より、施設自体は解体されているが、今後も同じような予算が必要となるのかとの質疑に、建物は28、29年度にかけて解体したが、最終処分場が途中の状態、それと水処理施設が残っており、その維持管理にこのくらいの経費が掛かっている。今後状況が変わらなければ、このくらいかかるのではないかと考えている。このような状態をいつまでも続けることはできないので、この先のことは考えていかなければならない。途中で止まっている状況であり、今後閉鎖することを考えているが、何年度というところまでには至っていないとの答弁。

以上で質疑を終結し、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第10号のうち市民厚生分科会所管分については、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。  
以上で報告を終わる。

市民厚生分科会  
(質 疑)

木村 貞雄 だいぶ長い。最終的な委員長報告では簡素化すると思うが、今ほど生きづらさの新規事業について昨年度、社会福祉協議会でどこかに連れて行った形で転んで怪我したために、保険掛けてないのかということ保険掛けてなくて、その人に自分の保険を使ってくれと病院行ったとのことだが、そのこと聞いた質問あったはずだが、せっかくなんでそれ付け加えておけばよかったのかなど。

渡辺市民厚生分科会長 今木村委員のおっしゃったやりとりはあった。それで予算の中には入っていないが、社会福祉協議会のほうで保険を掛けているという答弁があったように記憶している。

大滝副会長 そのほかないか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

経済建設分科会  
(報 告)

川村経済建設分科会長 ただ今上程されている議第10号 令和2年度村上市一般会計予算のうち、当分科会所管分について、先ほど報告した議第50号の審査に引き続き担当課長に説明を求めたのち、質疑に入った。その審査の概要と経過について、主なものをご報告申し上げる。

初めに歳入について、予算付託表の記載順に担当課長より説明を受けたのち、質疑に入った。

第13款 分担金及び負担金について、委員から、農業施設分担金について、朝日地区、神林地区、山北地区の農業用水路改修工事等の地元受益者負担分担金だが、内容はどのようなものかとの質疑に、朝日地区は畜産団地、神林地区は南大平の畦畔修繕、山北地区は遠矢崎の用水路であるとの答弁。

第14款 使用料及び手数料について、委員から、イヨボヤ会館入館料を前年と比較して下げているが、入館者数の見込みはどの質疑に、令和元年度の入館者数は3月4日までで41,833人の入館者実績で、その実績と昨今外国人客数がかなり減ってきていることから、約42,000人を見込んでいるとの答弁。

第15款 国庫支出金は、質疑なく、第16款 県支出金について、委員から、農林水産業費県補助金の防災減災事業交付金について、今回ため池の廃止工事が初めて出てきたようだが、対象箇所はどの質疑に、大須川下池廃止工事(山北地区中浜)・二口廃止工事(山北地区基石)・堂ヶ沢堤廃止工事(神林地区七湊)の3か所であるとの答弁。

委員から、多面的機能支払交付金について、神林地区の田んぼダム機能をきちんと維持していると畦畔が崩壊する事態につながることもあるが、それを防ぐための畔塗等の畦畔の保全は補助対象にはなるかとの質疑に、多面的機能支払交付金は、昨年度と同様に対応しており、畔塗については、制度の中の共同活動として実施される場合は対象となるとの答弁。

委員から、農林水産業費県補助金の防災減災事業交付金について、ハザードマップ作成についての詳細な内容はどの質疑に、現在、農業用ため池が59か所あり、そのうち県の防災重点ため池が22池あり、その中の12池についてはすでにハザードマップは作成しているが、残る10池についてはまだ未整備であるので、令和2年度に国の交付金を使って整備していくものであるとの答弁。

次に、第17款 財産収入について、委員から、土地売却収入について、神林工業団地で1件約1,800万円で来年度売払い予定とのことだが、内容はどの質疑に、令

和2年度に売払いを予定しており、G区画6,565.34㎡で、業者はすでにこの区画に参入している木質バイオマス発電関係の業者であるとの答弁。

第21款 財産収入については、さしたる質疑なく、次に歳出について、予算付託表の記載順に担当課長から説明を受けたのち、質疑に入った。

第4款 衛生費については質疑なく、第5款 労働費について、委員から、若年者職業自立支援事業経費に職業相談業務等委託料が計上されているが、就職氷河期に就職困難となり、年齢が上がっても就職できずに引きこもっている人がいるが、そのような方の相談に乗ってもらうことはできないものかとの質疑に、先週そのような関係の文書が国から来たが、就職氷河期時代に就職できなかった方々への対応を市としても検討していかなくてはならないと考えているとの答弁。

次に、第6款 農林水産業費について、委員から、有害鳥獣対策経費の予算額が昨年並みだが、猟友会会員も減少してきているし、また一昨日荒川地区でもイノシシの目撃情報があり、中山間地域では相当の被害が出ているのだから、もっとしっかりとした対策をとるべきではとの質疑に、今まで生息していなかったイノシシもどんどん増えており、直接的な農作物被害は相当であると予測される。何よりも農家の方々が苦勞して作ったものが、収穫段階で有害鳥獣により被害を受けることは、営農意欲の低下と農業所得の減収をもたらすものであり、由々しき問題である。市としても、国・県の制度活用も含めて、もっと踏み込んだ対策をとれるよう連携を取りながら進めていきたいとの答弁。

委員から、イノシシの被害の深刻さが増しているが、地元の猟師の方に聞くと、イノシシの狩猟については経験が浅く、罾でも銃でもまだ熟知していないとの認識だが、旧山北町時代から交流のある神奈川県山北町では先進的なイノシシ対策に取り組んでいるとのことなので、そのような実績のある方の知恵を借りて講習会をするなど対策を進められないかとの質疑に、県がライフル射撃場の設置を計画しているし、先進地で取り組んできたノウハウも取り入れながら、具体的な対策に向けて検討していくということで進めていくとの答弁。

委員から、本市の少子化対策、若者の定住策にもつながるが、農業後継者となる担い手をもっと育成するような政策をしっかりと打ち出していくべきだと思うが市の考えはとの質疑に、市単独で400万円、国の支援策で900万円を準備している。これは戸別家庭経営向きの支援とも考えられる。一方で、荒川地区の農業法人が農林水産大臣賞を受賞する快挙をなしたとげた優秀な農業経営体も存在しており、ここには農作業に従事する若い社員も入社している。市内にはこういった法人が、すでに50を超えるほどになっており、今後の農地の集積とともに、安定した農業経営が実現され、そこには若い社員も雇用されるものと期待をしている。そのような人材の活用をさらに強めていければ、担い手として十分機能を発揮していただけたらと思うし、市としてもそれに向けた支援に努めていきたいとの答弁。

次に第7款 商工費から、委員から、本市の産業支援プログラムについては、非常に使い勝手がいい施策であると思うが、財政難であるとはいえ、昨今の人口減少を考えると、地域に産業がしっかりと育つことが必要であり、地域住民にもっと夢を持ってもらえるような産業の活性化を生ませるような、しっかりとした気配りを見せる予算付けをすべきだと思うが、どう考えているかとの質疑に、おっしゃる通りかと思う。何より人口減少する社会にあって活力を見出すのは、全世代の方々に頑張ってもらい、特に若い世代の方々が、新たにこの地で事業を営む、そしてそれを拡大していくということが、地域の活性化の大事なところだと思うので、令和2年度においてはご提示した予算ではあるが、今後さらにそこに力を向けていけるように努力してまいりたいとの答弁。

委員から、企業誘致については、製造業の誘致は望めず、既存企業の拡大が有効かもしれないが、市長のトップセールスに頼るばかりでなく、やはり課長を先頭に積極的にアイデアを出して、具体的に取り組みをすべきであり、市内工業団地の面積や業種などの情報発信がなかなか見えてこないの、県内企業や職種などターゲットをしっかりと絞って誘致に取り組むべきだと思うがとの質疑に、企業誘

致に関しては、この地域の魅力発信については観光分野ではいろいろと効果も出ていると思うが、実際に事業をこの地で、ということになると、いまいち弱いのではないかと感じている。今後も市長を先頭に、この地を事業の候補地に選んでもらえるように努力していきたいとの答弁。

次に第8款 土木費について、委員から、山北道の駅管理経費について、4月からの指定管理開始に当たり、日用品や特産品の販売を目玉にして運営する方向であると認識しているが、地元業者との打ち合わせは、どのように進んでいるかとの質疑に、4月1日からの営業開始に向け、指定管理業務の実施予定者と現在打ち合わせを進めており、3月29日は日曜日で観光列車海里の運行日に当たり、30、31日に棚卸をする予定にしている。また、日用品や特産品については、今ある商品を、委託業者がそのまま引き継いでもらうこととなり、できるだけ多くの品物が陳列、販売できるよう、協議しているところであるとの答弁。

委員から、市道整備事業経費について、市道今宿7号線道路改良準備工事と、市道今宿7号線第二村上街道踏切支障移転工事委託についての詳細はとの質疑に、今宿7号線の工事は、国道7号線から神林支所等に入る踏切が国で危険踏切だと指定されていて、かつ通学路にもなっており、交通安全プログラムの中で改修すべき箇所であるとされ、また踏切についてもJR、国交省と協議しながら進めているが、一部岩船町駅の構内に入り、信号設備、踏切、軌道の中についてはJRに工事を委託し、令和2年度分について信号機の移転工事をお願いするとの答弁。委員から、村上総合病院の建設における周辺道路整備において、信号機の設置を工事費に含むことができるのかとの質疑に、信号機の設置は警察が行う。なお、地元要望等を受けて原信村上西店前の交差点については、優先的に付けていただいたが、そのほかの要望箇所については、交差点形状ができていない等のために今後となるとの答弁。

最後に、第11款 災害復旧費、第2表 債務負担行為は質疑なく、以上で質疑を終結し、賛否についての発言を求めたところ、発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第10号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて、原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

以上で報告を終わる。

経済建設分科会

(質 疑)

なし

【討 論】

なし

以上で討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第10号については、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

尾形 修平 今採決終わったが、先ほど木村貞雄委員から市民厚生分科会長の報告に際して、発言があったが、委員長報告に関しては委員会で委員長に一任するという旨の同意を皆さんから得ているので、委員からこのような場で発言をされるのは、私は議会のルールとしてちょっとおかしいと思うので、委員長からの注意をよろしく願います。

大滝委員長 了解した。

委員長（大滝国吉君）閉会を宣する。

（午前10時57分）